



自衛艦旗をめぐる議論に関する一考察

NIDS コメンタリー

庄司 潤一郎 研究幹事
 第 89 号 2018 年 11 月 13 日

はじめに

10 月に韓国の済州島で行われた国際観艦式に際して、韓国海軍は、海上パレード中の艦艇には自国国旗と韓国国旗のみを掲げるよう通知した。具体的には、日本から参加する艦艇の自衛艦旗、すなわち「旭日旗」の掲揚の自粛を求めたのである。

これに対して、小野寺五典前防衛相は、「自衛艦旗の掲揚は自衛隊法などの国内法で義務付けられており、国連海洋法条約上でも軍隊に所属する船舶の国籍を示す外部標識に該当する」と回答、自粛に応じない考えを表明した。

最終的に、岩屋毅防衛相は、日本側の要求が受け入れられなかったため、護衛艦の派遣を見送る決定を行うと同時に、「自衛艦旗の掲揚は半世紀以上続いており、国際的な慣行として確立している」と強調した。

韓国では、「旭日旗」が日本軍国主義・植民地支配の象徴であり、したがって「戦犯旗」といった強い批判が、政界、市民団体や識者などからなされたため、国内世論の影響を受けて、このような通知を行ったと言われる。

さらに、ハーケンクロイツなどナチスのシンボルを公共の場で使用することが禁止されているドイツの例に倣って、与党議員などが国内で「旭日旗」の掲揚を禁ずる法案を国会に提出した。

そこで、本稿は、これまで日本政府により主張されてきた法的側面ではなく、「旭日旗」を批判する背景にある「戦犯旗」といった認識、さらにハーケンクロイツとの同一視について、考察を試みるものである。

1 ハーケンクロイツ

— 政党のイデオロギーの象徴 —

ハーケンクロイツ（鉤十字）の歴史は紀元前に遡り、ヒンズー教や仏教においても使用されていた。しかし、19 世紀から 20 世紀にかけて、ドイツなどの民族主義団体により、これまでと全く異なった意味である、アーリア人種の優越を象徴するシンボルとして用いられるようになる¹。

そして、1920 年ナチス党（国家社会主義ドイツ労働者党）が、党旗として採用したが、その理由を、アドルフ・ヒトラーは、赤はこの運動の社会的思想を、白は国家社会主義的思想を示し、ハーケンクロイツの中にアーリア人種の勝利のための戦いの使命とともに、反ユダヤ主義的である創造的な活動の思想を見るものであると記していた²。すなわち、アーリア人種の至上主義と反ユダヤ主義という明確なイデオロギーを意味していたのである。

ナチスの政権掌握にともない、1933 年 3 月伝統を受け継いだ黒・白・赤のドイツ帝国旗とハーケンクロイツが共同で掲揚されることになり、35 年 9 月「ドイツ国国旗法」により、ハーケンクロイツが正式な国旗として定められた。それにともない、ドイツ国防軍の軍旗にもハーケンクロイツが挿入されたのであった。

ドイツ敗北後のニュルンベルク裁判において、ナチス党指導部、親衛隊（SS）、ゲシュタポ・保安部（SD）、突撃隊（SA）、参謀本部・国防軍統合司令部（OKW）、内閣の 6 機関が犯罪組織として起訴され、前 3 者が犯罪組織として認定された³。加えて、ニュルンベルク裁判では、ホロコーストなどユダヤ

人迫害を念頭に「人道に対する罪」が採用され、それを計画した犯罪組織としてナチス党などが認定されたのであった。

ナチス党指導部が、まさにハーケンクロイツが意味する反ユダヤ主義を具現化したホロコーストという「人道に対する罪」を犯した犯罪組織として認定されたため、ナチス党の旗を「戦犯旗」と称することも可能であろう。

そのため、戦後ドイツでは、刑法第 86 条「違憲団体の宣伝手段の頒布禁止」において、連邦憲法裁判所により違憲と判断された政党、及びかつての国家社会主義組織（ナチス党）の企てを継承するような内容の旗、記章、制服、スローガン、敬礼などの標章を頒布もしくは公共の場で使用することは、3 年以下の自由刑または罰金に処すると規定されたのであった。

すなわち、ハーケンクロイツは、一時期国旗となったものの本来は私的な政党のシンボルであり、ホロコーストに参画した犯罪組織と認定されたため、戦後ドイツにおいては、刑法において、違憲とされた団体と同様に、そのシンボルを流布することは禁止されたのであった。

2 「旭日旗」—伝統を有する海軍の軍艦旗—

「旭日旗」（日章の位置などの構図や寸法は変遷するが、本論ではそれらを一括して「旭日旗」と総称する）は、現在では日本海軍の軍艦旗や海上自衛隊の自衛艦旗として知られているが、実はその嚆矢となったのは日本陸軍であった。

明治 3（1870）年 4 月 17 日、明治天皇が東京駒場野において薩長土肥など各藩の調練を天覧された際、日本の軍隊を表象し兵士の意気を顕揚するために旗が必要ということで、陸軍初の聯隊旗が用いられた。これが、16 条の光線を発する日章を描いた「旭日旗」であった。

聯隊旗を検討した兵部省の曾我祐準（兵部少丞。のち陸軍中将、参謀本部次長）は、「軍旗の初案には日光の端末を削小した図を会議に出したれば、金平糖の看板見た様だと笑はれたから、改めて端末を拡大して出したれば、是は妙だと評された。是が即

ち今日の軍旗である」と記している⁴。すなわち、当初は光線の先端を尖らせた案であったが、広げたものが採用されたのであった。ちなみに、大阪兵学寮青年舎の 2 年生であった児玉源太郎が考案した学校旗も、「旭日旗」であったと言われる⁵。

この旭日の文様は、太陽を描いたものであるが、既に「日足紋」という家紋にも見られており、戦国時代から肥前の竜造寺氏、筑前の草野氏など北九州を中心に用いられていた（曾我は柳川藩出身）。日足とは、太陽に放射状に光芒を添えたもので、その意味は、太陽を神とした日輪信仰に由来するものであった。また、形状は、光線の数（4 から 16 まで）や先端（尖ったもの、平たいもの、広がったもの）など、様々であった⁶。

ちなみに、明治 8（1875）年 4 月に太政官布告により制定された日本最初の勲章は旭日章で、「旭日東天の意気を示す」ものとされた。

前述の聯隊旗は当日限り使用されたものであったが、同年 5 月 15 日太政官布告により正式に「陸軍御国旗」と定められた。明治 7（1874）年 12 月 2 日、太政官布告により初めて軍旗として定められたが、同年 1 月 23 日には明治天皇から近衛歩兵第一・第二聯隊に初めての軍旗が授与されていた。この軍旗が、その後大東亜戦争の終結まで使用されることになる。

一方、海軍は当初日章旗を軍艦旗として使用していたが、明治 22（1899）年 10 月 7 日、勅令により陸軍と同様に 16 条の光線を放ちつつ、日章がやや旗竿側に寄った「旭日旗」を軍艦旗と定めた。

他方、時代の流れにともなって、旗の意味づけも変化していった。例えば、軍艦旗について、明治後半では「平和鎮静ヲ国是トシ然カモ武勇ニシテ外辱ヲ受ケス一旦緩急アルニ当テハ武勇ヲ以テ国威ヲ世界ノ上ニ輝カセ」といった意義が示されていた⁷。さらに戦時色が強まっていった 1930 年代には、海軍省は軍艦旗について、「其の光線は御稜威を四海に輝かせといふ意義を有するものと考へられる」と指摘していた⁸。

このように、戦争や時代状況の影響を受け新たな思想的意味付けが一時なされたものの、本来太陽を表象化した軍旗及び軍艦旗は、長い期間日本陸海軍

により使用されてきたのであった。

戦後極東国際軍事裁判において、ホロコーストを念頭にニュルンベルク裁判で適用された「人道に対する罪」では裁かれることはなかった。さらに、犯罪組織認定の規定自体がなかったため、ドイツのナチスと異なり、陸海軍などの組織が起訴されることはなく、個人の責任を問われたのであった⁹。

その後、警察予備隊、保安隊、(海上)警備隊などでは、別の旗が使用されたが、昭和 29 (1954) 年 7 月、防衛庁・自衛隊の発足にともない、自衛隊法施行令により、陸上自衛隊の自衛隊旗、海上自衛隊の自衛艦旗は、いずれも「旭日旗」と定められた。但し、前者は 8 条の光線で旗の縁が金色で囲まれるなど陸軍の「軍旗」とは図柄がやや異なっていたが、後者は、海軍の軍艦旗をそのまま継承したもの (16 条の光線) を採用したのであった。

自衛艦旗の採用に際しては、歴史的経緯や国民感情などを踏まえ、部外の識者の意見を求めつつ慎重な検討がなされた¹⁰。例えば、東京芸術大学は、「旧海軍の軍艦旗は最上のものであった」との意見であった。また、歴史画家として有名な米内穂豊画伯 (米内光政海軍大将の親戚) は、旧海軍旗は、「静動ともに毅然たる美しさがあり、かつ色彩的には、青い海にも白い雲にも実にぴったりする。実に素晴らしいもので、これ以上の図案は考えようがありません」と述べ、最終的に「旭日旗」が採用されることになった。

吉田茂首相もこれを承認したが、その際、以下のように述べた。

「世界中で、この旗を知らない国はない。どこの海に在っても日本の艦であることが一目瞭然で誠に結構だ。旧海軍の良い伝統を受け継いで、海国日本の護りをしっかりやってもらいたい」

3 背景にある「ドイツ見習え論」の存在

このように「旭日旗」は「戦犯旗」やハーケンクロイツと異なるにもかかわらず、韓国において同一視される背景には、「ドイツ見習え論」の存在が指摘できる¹¹。

「ドイツ見習え論」は、1985 年 5 月のリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領による戦後 40

周年演説を契機として日本で広まり、「過去」に関するドイツとの比較が頻繁になされた。しかし、日本国内では次第に日独両国の比較の困難性が認識されるようになり、下火となっていった。一方、東アジアにおいては、戦後 50 年を迎えた 1995 年前後から、同種の主張が散見されるようになり、現在でも続いている。韓国でも、金大中、盧武鉉、李明博、朴槿恵などの歴代大統領のほかにも、『東亜日報』や『朝鮮日報』などでも、しばしば言及されている。

しかし、日独間には、いくつかの相違が存在している。第一に、ホロコーストの存在であり、ドイツが対象としている「過去」は、主にその点にあった。そして、一民族の計画的・組織的抹殺を企図したホロコーストは、唯一無比であり、容易に比較することはできないと理解されている。ヴァイツゼッカー元大統領は、「ヒトラーのいう『ユダヤ人問題の最終的解決』は、歴史的に比較が不可能なほど重大な犯罪だったのであり、あらゆる相対化から禁断されたものであると思う」と指摘していた¹²。そのため、ニュルンベルク裁判では「人道に対する罪」が適用されたのであった。

「従軍慰安婦」問題に際しても、ドイツの謝罪を示す例として、ヴィリー・ブランド西ドイツ首相がワルシャワの「ゲッター蜂起記念碑」に跪いた有名な写真が利用されたが、同碑は、ドイツによってゲッター地区に隔離されていたユダヤ人が、過酷な労働と飢えに耐えかねて起こした蜂起を記念して建立されたものであった。

第二に、そのホロコーストを計画・実施した主体が、ヒトラーをはじめとするナチスであり、したがってニュルンベルク裁判において、「犯罪組織」と認定されたが、日本にはそのような団体・組織は存在しなかった。

先のヴァイツゼッカー元大統領は、日独両国には類似点とともに大きな相違点があり、したがって「二つの国を比較するのは大変に困難なことです。両国を横に並べて比較することには大いに自制しなくてはなりません」と述べていたのである¹³。

一方、日韓関係を比較するのであれば、日独では

なく、フランスとアルジェリアではないかと指摘されている。例えば、フランス国立研究センター準教授のアルノー・ナンタは、「第二次世界大戦に関して日本とドイツの歴史比較が盛んだが、植民地支配の歴史についてはむしろフランスや米国、オランダとの比較が有効だ」と述べていた¹⁴。アルジェリアは、1830 年から独立戦争によって 1962 年の独立を達成するまでの 132 年間、フランスの植民地支配を受けており、日韓とは、植民地の期間（36 年と 132 年）や戦争という脱植民地化の形態など相違があるものの、地理的接近性と、それに起因する宗主国との結びつきの強さが共通しているのである。

さらにナンタは続けて、「フランスとアルジェリアとの緊張関係は現在もなお続いており、植民地支配をめぐって和解した国は一つも存在しない」¹⁵と指摘しているが、世界的に植民地支配をめぐる歴史認識問題の克服は極めて複雑かつ困難なものである。

ちなみに、植民地支配に対して、世界的に見て謝罪や賠償を行った例は、日本を例外としてほとんどない。ドイツも、ドイツ領南西アフリカ（現在のナミビア共和国）などでの植民地支配は、「過去の克服」の対象とはされず、ナミビアから要求されてい

るものの、明確な謝罪や賠償が十分なされていない。ドイツの「過去の克服」が、ヨーロッパ中心主義と称される所以である¹⁶。

おわりに

いずれにしても、「旭日旗」は、外国の軍旗と同様に、戦争という一時期はあったものの長い伝統を有する公的な軍隊の象徴であり、私的な政党に由来する一過性の、かつホロコーストに結実した非人道的なイデオロギーを体現したハーケンクロイツとは、質を大きく異にしており、安易に比較することはできない。したがって、「戦犯旗」ではなく、戦後これまで国際的に受け入れられてきた。韓国でも、1998 年と 2008 年に行われた国際観艦式に海上自衛隊が参加した際は、自衛艦旗を掲揚したが、問題視されなかったと言われている¹⁷。

海上自衛隊の自衛艦旗は、56 年（明治 22 年～昭和 20 年）に及んだ日本海軍の軍艦旗よりも長い、64 年（昭和 29 年～）の歴史を有しており、国際援助協力活動のなかで掲げられており、国際的にも定着していると言えるのではないだろうか。

¹ W・L・シャイラー『第三帝国の興亡 1』（井上勇訳）東京創元社、1961 年、77-79 頁。「まんじ/かぎ十字」ハンス・ビーダーマン『図説 世界シンボル事典』（藤代幸一ほか訳）八坂書房、2000 年、406-407 頁。

² ヨアヒム・フェスト『ヒトラー 上』（赤羽龍夫ほか訳）河出書房新社、1975 年、168-169、516 頁。

³ 芝健介『ニュルンベルク裁判』岩波書店、2015 年、132-133 頁。

⁴ 曾我祐準『曾我祐準翁自叙伝』（坂口二郎編集）曾我祐準翁自叙伝刊行会、1930 年、200 頁。

⁵ 桜井忠温監修『国防大事典』中外産業調査会、1932 年、434 頁。

⁶ 千鹿野茂『日本家紋総鑑』角川書店、1993 年、795-797 頁。

⁷ 奥田定吉『帝国国旗及軍艦旗』春陽堂、1902 年 12-13 頁。

⁸ 海軍省海軍軍事普及部「軍艦旗」『週報』第 55

号（1937 年 11 月 3 日）、9 頁。

⁹ 清水正義『戦争責任とは何か』かもがわ出版、2008 年、46-48、69-72 頁。

¹⁰ 採用経緯については、鈴木総兵衛『聞書・海上自衛隊史話』水交会、1989 年、160-165 頁を参照。

¹¹ 全般的な日独比較に関しては、庄司潤一郎「『過去』をめぐる日独比較の難しさー求められる慎重さー」『日本国際問題研究所コラム（2014 年 5 月 29 日）』

（https://www2.jiia.or.jp/pdf/column/140529_sho_ji.pdf）を参照。

¹² 朝日新聞社編『日本とドイツー深き淵より』朝日新聞社、1995 年、82 頁。

¹³ 中日新聞社編『ヴァイツゼッカー日本講演録 歴史に目を閉ざすな』岩波書店、1996 年、47-48 頁。

¹⁴ アルノー・ナンタ「仏アルジェリア関係と日韓関係の類似性」『毎日新聞』2012 年 8 月 20 日。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 永原陽子「ドイツと西南アフリカ/ナミビアー植民地をめぐる『過去の克服』ー」『ドイツ研究』第 41 号 (2007 年)。植民地責任と日独比較の問題については、矢野久「戦争責任論から植民地責任論へ」『三田学会雑誌』第 102 巻第 3 号 (2009 年 10

月) も参照。

¹⁷ 『読売新聞』2018 年 10 月 6 日。1998 年の観艦式については、渡部龍太「プサンハン (釜山港) の自衛艦旗」『セキュリタリアン』1999 年 1 月号、52-53 頁を参照。

プロフィール

profile

研究幹事

庄司 潤一郎

専門分野：近代日本軍事・政治外交史、
歴史認識問題

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111 (内線 29171)

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>